

知的財産権持分契約書

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と△△△△株式会社（以下「乙」という。）とは、株式会社AIST Solutionsと乙が令和××年×月×日付けで締結した共同研究契約「（研究題目）」（以下「原契約」という。）第12条第3項の規定に基づき、共同して創製された発明に係る特許を受ける権利（特許権の設定登録後は特許権をいい、以下総称して「本知的財産権」という。）の取扱いに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本知的財産権及び持分）

第1条 甲及び乙は、本知的財産権に係る持分について、原契約第10条第1項第2号の規定に基づき、以下のとおり決定するものとする。

発明の名称：

〈案件特定〉：

管理番号 甲、乙
持分：甲 %、乙 %

（本知的財産権の管理費用）

第2条 甲及び乙は、原契約第11条第1項第四号の取扱いを行うものと決定したため、原契約第14条第1項の規定に基づき、本知的財産権の管理費用（特許庁等の登録機関及び甲乙に所属しない外部の弁理士等に支払う、本知的財産権を取得し維持するための費用をいう。）を、自己の持分に応じて負担するものとする。

（株式会社AIST Solutionsの利用）

第3条 乙は、本知的財産権について、甲が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の6第1項第3号に掲げる活動その他の活動により甲の研究開発の成果の活用を促進する法人である株式会社AIST Solutions（所在地：茨城県つくば市梅園一丁目1番地1。以下「AISol」という。）に再実施許諾権付の通常実施権を許諾し、AISolが第三者と実施許諾契約を締結することに同意するものとする。

2 乙は、甲がAISolに対し、本契約第7条に規定する本発明の内容を開示することに同意するものとする。

3 甲は、AISolに対し、本契約において自己が負うべき義務と同等の義務を課すものとする。

（本知的財産権の放棄）

第4条 甲及び乙は、本知的財産権の自己の持分を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知するものとする。この場合において、相手方は、本知的財産権の取扱いについて協議を求めることができるものとする。

- 2 甲及び乙は、出願維持年金又は特許料の納付期限の2か月前までに前項の通知をするものとする。
- 3 本知的財産権の持分の放棄に係る名義変更手続等に要する費用は権利を承継する者が負担するものとし、放棄する者は当該手続に協力するものとする。

(外国出願等)

第5条 甲及び乙は、本知的財産権に係る外国出願（国際出願を含む。）、国内優先権主張出願、分割出願、又は出願変更を行う場合、その取扱いについて事前に協議するものとし、甲乙間で別段の取り決めがない限り本契約の規定が適用されるものとする。

(本知的財産権の保全)

- 第6条 甲及び乙は、本知的財産権の取得及び維持に関し、第三者から特許異議の申立て、審判、又は訴訟等を提起された場合には、協議の上対処するものとする。
- 2 前項に係る費用負担は、協議により取り決めるものとする。

(秘密の保持)

- 第7条 甲及び乙は、本知的財産権に係る発明の内容（以下「本発明の内容」という。）を事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本知的財産権が出願公開されるまでの間、第三者（AISolを除く）に開示してはならない。
- 2 前項の規定は、本契約の終了後もなお有効であるものとする。

(発明補償)

第8条 甲及び乙は、本知的財産権の発明者に対する補償を、それぞれ自己に属する発明者に対してのみ、自己の勤務規則その他の定めに基づいて行うものとする。

(有効期間)

- 第9条 本契約は、本契約締結日又は本知的財産権の出願日のいずれか早い日に効力を生じ、本知的財産権及び本知的財産権から派生した知的財産権（第5条に規定する出願に係る知的財産権をいう。）の全てが次の各号のいずれかに該当することとなるまで有効であるものとする。
- 一 出願が却下され、取り下げられ（取り下げたものとみなされた場合を含む。）又は放棄されたものであること。
 - 二 拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したものであること。
 - 三 取消決定又は無効にすべき旨の審決が確定したものであること。
 - 四 存続期間の満了又は出願維持年金若しくは特許料の不納により権利が消滅したものであること。
 - 五 甲又は乙が自己の持分の全てを放棄又は譲渡したものであること。

(安全保障輸出管理関連法令の遵守)

第10条 甲及び乙は、本知的財産権の出願公開前に（出願公開前に特許が成立した場合は特許公報の発行前に）本発明の内容を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律228号。以下外為法という。）第6条第1項第六号に定める非居住者又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の1（3）サ①、②又は③に該当する者（外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。）への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(原契約との関係)

第11条 本契約の規定が原契約の規定に反するときは本契約が優先して適用されるものとし、本契約に定めのない事項については原契約が適用されるものとする。

(協議)

第12条 本契約に定めなき事項（前条に該当するものを除く。）及び本契約の内容に疑義が生じたときは、甲乙は協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
 国立研究開発法人産業技術総合研究所
 理事長 石村 和彦

乙 住 所
 △△△△株式会社
 代表取締役社長 □□ □□